○文化庁告示第十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十二月二十七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十三年二月三日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　小泉紫朗　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番地八号　株式会社学研パブリッシング（代表取締役社長　堀昭）

三　利用方法　「決定版・太平洋戦争　第九巻」において複製し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　五、〇〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物等とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物			利用方法及び補償金の額		
「写真週報」掲載号数	題号	著作者名	種類	利用方法（複製、譲渡）	補償金の額（単位：円）
第374・375合併号	警戒警報号令	小泉　紫朗	言語	復刻版を添付する図書	500
			美術		2,000
第374・375合併号	親切な踏切番	小泉　紫朗	言語	決定版・太平洋戦争　第九巻	500
			美術		2,000
			合計		5,000

○文化庁告示第十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十二月二十七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十三年二月三日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　民法七百三条　商法上の不当利得　宮川茂夫　四、七四〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区神田神保町二丁目十七号　株式会社有斐閣（代表取締役　江草貞治）

三　利用方法　「新版・注釈民法十八巻」において複製し、公衆に譲渡する。

○文化庁告示第十三号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十二月二十七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十三年二月三日

文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都渋谷区代々木四丁目五十九番三―四百一号　株式会社ティーエムプロダクション（代表取締役　奥村眞粧美）

三　利用方法　日本映画衛星放送株式会社に対して番組販売するに際して、著作権者不明の当該放送番組の脚本（別表参照）を利用する（日本映画衛星放送株式会社がサーバーに蓄積し自動公衆送信を行うＳＶＯＤ（月決め定額見放題パック）を行う）。

四　補償金の総額　二〇、〇九〇円